

東京圏からの 移住を 応援します!



ちようどいいから、
住みやすい。

東京圏移住支援事業

東京圏から秋田市へ移住する方の
移住に要する費用を補助します。



申請書ダウンロードはこちら

就業等に関する要件

- 一般就職（マッチングサイト掲載求人）
- 専門人材として就職
- テレワークで東京圏の仕事を継続
- 関係人口（市内での就職・起業の要件あり）
- 市内で起業（秋田商工会議所から起業支援事業費補助金（地域課題解決枠）の交付を受けていること）

事業内容

対象経費	使途不問
補助額	ア 単身世帯 一律 60万円 イ 2人以上の世帯 一律 100万円 ウ 子育て世帯加算 一律 100万円×対象人数（18歳未満のかたが対象となります。）

上記申請は、本市への転入予定日の14日前までに補助候補者の認定申請をお願いしています。

注意事項

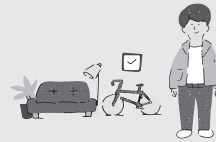
※申請書などの詳細は、下記までお問い合わせ下さい。※原則として交付申請の日から5年以内に市外に転出したときや、偽り又は不正な手段により補助金を受けたときは、この補助金を本市に返還していただきます。

お問い合わせ

秋田市 移住相談八重洲センター フリーコール 0120-99-1101 Fax 03-6665-0189
mail ro-pltk@city.akita.lg.jp
秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 直通 018-888-5487 Fax 018-888-5488
mail ro-plpo@city.akita.lg.jp

秋田市移住促進事業（東京圏移住支援）

※秋田県の「第2期秋田県移住・就業支援事業」と共同で実施する事業です。



ちよ
うど
い
い
か
ら、
住
み
や
す
い。

東京圏から秋田市へ移住する方の引越し等に要する費用を補助します。

※東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、および神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域を除いた区域をいいます。

対象者（主な要件のみ記載しています。）

※事前に要件の確認を希望する場合は転入予定日の14日前までに認定申請する必要があります

補助金の交付申請の日から5年以上継続して本市に居住する意思を持って秋田市に転入した方で、次の要件を満たす方

1. 移住前の10年間で通算5年以上（移住直前の1年間は連続）、東京23区に居住していたか、同年数以上東京圏に居住し、東京23区内に通勤していた方（通勤期間に23区内の大学等への通学期間を含めることも可）
2. 就業等の要件のいずれかを満たす方
 - (1) 「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載された本市内で就業する求人に採用された方
 - (2) 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業等を利用して、本市へ転入・就業された方
 - (3) テレワークで東京圏の仕事（転入の直前に連続して1年以上）を本市内で居住しながら継続する方
 - (4) 秋田市が認める関係人口に該当し、秋田市内で就業（就職・起業）する方
※例：秋田市にふるさと納税した方、秋田市の地域づくり活動に参加した方、秋田市内の大学等を卒業した方、秋田市の地場産品を購入した方
※関わった時期や方法等に要件があります
 - (5) 市内で起業する方（秋田商工会議所から起業支援事業費補助金（地域課題解決枠）の交付を受けている必要あり）
3. 補助候補者の認定申請時に秋田県（ポータルサイト「秋田暮らし」はじめの一步）などに移住定住登録をしていること
4. 日本人であること、又は外国人であって「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」又は「特別定住者」のいずれかの在留資格のある方
※転勤等による勤務地の変更や公務員など対象外となる場合があります

秋田移住支援金
マッチングサイト



まず登録してね

はじめの一步



申請に必要な資料

(1) 全員共通

- 補助候補者認定申請書（様式第1号）および同意書兼誓約書（様式第2号）
- 写真付き身分証明書の写し
- 世帯全員の続柄がわかる戸籍謄本および当該戸籍の附票（当該附票により東京圏又は東京23区に連続して5年以上居住していたことを証明できない場合は、前の戸籍の除附票等）の写し
- 転入前の住所地の世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員（18歳未満の者を除く。）の秋田市市税に未納がない証明書（秋田市市税が課税されていない場合にあつては、秋田市の固定資産税に係る資産なし証明書）※秋田市で取得（郵便やオンラインでの申請も可）
- 通勤していた期間、雇用保険の被保険者であったことがわかる書類（23区へ通勤していた者に限る。）
- 申請者の就業（予定・実績）証明書（様式第3号）
- 在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国人の場合に限る。）

(2) テレワークで仕事を継続する場合

- 所属企業等でテレワークが導入されていることがわかる就業規則等の写し

※上記以外にも必要な書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 関係人口に該当し、市内で就職・起業する場合

- 関係人口である旨の申出書（様式第4号）および添付書類
- 就職の場合
就業予定証明書（様式第3号）または「市内で新たに常用雇用される者」で「移住後に仕事を開始すること」「期間を定めない又は1年を超える期間の雇用」「勤務場所が秋田市であること」を確認できる書類。
- 起業の場合
事業計画書など「市内で新たに事業を営もうとする者」で「移住後に仕事を開始すること」「事業所の所在地が秋田市であること」を確認できる書類や許可の写し。

(4) 起業に伴う補助金の申請である場合

- 秋田商工会議所からの起業支援事業費補助金（地域課題解決枠）に係る交付決定通知書の写し

東京圏からの移住を応援します！



申請はこちら

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

秋田県秋田市山王 1-1-1 秋田市役所 4 階

直通 018-888-5487 Fax 018-888-5488

mail ro-plpo@city.akita.lg.jp

https://www.city.akita.lg.jp/iju-teiju/index.html

【お問い合わせ先のサイト】

秋田市移住相談
八重洲センター



秋田市移住定住
サイト

